



水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

6月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。

これらの検査は義務づけられている検査項目のほかにも、水道水の安全の確保に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされている農薬や、その他の項目についても検査を行っています。

また、水道水の水源水の水質検査も行っています。

これらの検査結果は、振興センター、上下水道課で閲覧することができますので、閲覧したい方は下記までご連絡ください。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

鏡野町役場	上下水道課	☎0868-54-0001
奥津振興センター	産業建設課	☎0868-52-2211
上齋原振興センター	産業建設課	☎0868-44-2111
富振興センター	産業建設課	☎0867-57-2111

平成18年6月水質検査結果

試験項目	法令による 水質基準	水 質 検 査 結 果										
		鏡 野 上 水 道	香 北 簡 易 水 道	香 々 美 簡 易 水 道	中 谷 簡 易 水 道	奥 津 簡 易 水 道	羽 出 簡 易 水 道	泉 簡 易 水 道	中 央 簡 易 水 道	大 簡 易 水 道	遠 藤 簡 易 水 道	本 村 簡 易 水 道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	8.9	4.4	5.5	6.6	5.9	4.8	5.8	4.3	4.8	4.1	4.7
有機物	5mg/l以下	0.5	0.2	0.3	0.2	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8
pH値	5.8～8.6	6.5	6.9	6.4	6.5	7.0	7.1	6.7	6.9	6.9	7.2	7.4
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1.0	0.5未満	0.7	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	3.2
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3

国民年金

～現況届の提出が原則不要となります～

現在、国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されている方は、毎年誕生月の末日までに現況届（はがき）を提出しなければなりません。

この現況届について、社会保険庁では平成18年10月より、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用して年金受給者の皆様の現況確認を行うこととしました。これにより、現況届の提出は今後、原則として不要になります。

なお、平成18年10月より現況確認の作業を開始する対象者は12月生まれの方からとなりますので、10月及び11月生まれの受給者の方については従来どおり現況届が送付されます。

ご注意ください

※例外として、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行えない方につきましては、今後も現況届の提出が必要となります。

（主な例）

- ・社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方
- ・外国籍（外国人登録）の方
- ・外国に居住している

◇加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります。

1. 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方については、社会保険庁から送付される「生計維持確認届」の提出が必要です。

※「生計維持確認届」の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時的に止まります。

2. 障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付される診断書の提出が必要です。医師による診断を受けて、診断書を作成してください。

※ 診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時的に止まります。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！ ☎0570-07-1165

イイロウゴ